

昭和47年商業統計調査

商業調査票甲 (法人商店用)



指定統計 第23号

Table with columns for industry classification (産業分類) and ticket number (票番).

Table with columns for location (市区町村番号), basic survey area (基本調査区番号), commercial survey area (商業調査区番号), and serial number (整理番号).

3. 2. 1. この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な關係を生ずるような目的に使用されることが絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に知らせることは法律により厳しく禁じられております。申告者(調査員)は、市、区、町、村、郡、道、府、県、通商産業省、

Main form sections 1-8: 1. 商店名および商店所在地, 2. 経営組織および資本金額または出資金額, 3. 商店の開設年, 4. 売場面積, 5. 従業者数, 6. 年間商品販売額, 7. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額, 8. 商品手持額.

Main form sections 9-16: 9. 年間商品仕入額の仕入先別割合, 10. 年間商品販売額の卸売販売先別割合, 11. 年間商品販売額の販売方法別割合, 12. セルフサービス方式の採用の有無, 13. 商店の本店の本店別, 14. 営業経費(年間), 15. 企業の店舗数等, 16. 本店(社)の事業.

3. 2. 1. 裏面の記入注意をよく読んで記入してください。調査事項1欄から13欄までは事業所ごとの調査です。この事業所(店舗)だけについて記入してください。14欄は市、区、町、村で記入してください。15欄は市、区、町、村で記入してください。16欄は市、区、町、村で記入してください。申告者(調査員)は、市、区、町、村、郡、道、府、県、通商産業省、

備考 本票について照会を受けた場合回答できる人の氏名 申告者の記名および押印

記入注意

一般事項

- 1 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて、明りょうに記入してください。
- 2 調査票に記入する数字は、すべて1, 2, 3などのように算用数字を使用し単位未満は四捨五入してください。ただし、割合を記入する場合、個々の割合について四捨五入し割合の合計が100%にならないときは、最も大きな割合を占めるものによって調整してください。
- 3 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときには、空欄としないで左上から右下に斜線を引いてください。しかし調査事項の一部に該当があって、他は余白となる場合は「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。
- 4 調査の期日(昭和47年5月1日)に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

- 1 商店名および商店所在地
 - (1) 商店名は、略称でなく、正規の名称を記入し、「ふりがな」をつけてください。
 - (2) 一定の区画内にあるときは「〇〇市場内」のように付記してください。
- 2 商店の開設年
 - (1) 商店の開設年とは、この店が現在の事業を始めた年をいいます。
 - (2) 支店、営業所、出張所等の場合は、本店の開設年でなく、その支店等が開設された年を記入してください。
- 3 売場面積
 - (1) この店が商品を販売するために使用している売場の延床面積数を記入してください。
 - (2) 売場面積には、ショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路および洗面所を含め、事務室、倉庫および自動車、植木、石材などの屋外展示場を除いてください。
 - (3) 自店内製造の商品を販売している小売業者の場合は、商品を製造するための作業所および薬品の調剤室の面積は含めません。
 - (4) ガソリンステーションについては、便宜給油などのために使用する敷地を含めます。
- 4 従業者数
 - (1) 従業者とは、昭和47年5月1日(または、これに最も近い給与締切日)現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。なお、便宜、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかったものは在籍者であっても含めません。
 - (2) 「有給役員」とは、会社では社長、副社長、専務取締役、常務取締役、監査役、また、団体では理事長、専務理事、常務理事、監事であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。ただし、会社の取締役、団体の理事は便宜「常時雇用従業者」に含めます。
 - (3) 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めず、または1か月をこえる期間を定めて雇用している者をいいます。

す。日または1か月以内の期間を限って雇用した者でも昭和47年3月、4月のそれぞれ月に18日以上雇用し、または昭和46年11月から47年4月までの6か月間において通算して60日以上雇用した者はここに含めます。

- 6 年間商品販売額
 - (1) 分類番号および商品名
 - イ 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。
 - ロ 取扱商品(商品分類表による商品区分)が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。なお、販売額が少ない商品については総額の1割をこえない限り第一括弧で便宜「その他」という名称で最後の欄に記入してもさしつかえありません。
 - ハ この分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名(商標名でなく一般的な名称)を記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。
 - (2) 年間商品販売額
 - (A) 商品販売額は、つぎの事実があったとき、その代金の全額を計上します。
 - イ 販売の目的で商品を引き渡したとき、または商品の代金全額を受け取ったとき
 - ロ 割賦販売の場合は、商品を引き渡したとき
 - ハ 他に販売を委託した場合は、受託者より販売済みの通知があったとき、または受託者よりその代金を受け取ったとき
 - ニ 試用販売の場合は、購入の申出があり契約が成立したとき、または代金の入金とき
 - ホ 商品券を販売した場合は、商品販売額に計上しないで、その商品券によって商品を引き渡したとき
 - ヘ 船舶証券、貨物引換証券および荷証券による販売の場合は、証券を譲渡したとき
 - (B) つぎの金額は商品販売額に含めます。
 - イ 他から販売販売の委託を受けている場合は、その受託品の商品販売額
 - ロ 自企業内の本支店間または支店相互間移動により商品の振替えをおこなった場合の振替仕切額
 - ハ 商店で自己製品の卸売(製造卸)も行なっている場合の自己製品の卸売販売額
 - ニ 家計用に自家消費した商品の代金
 - 7 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額
 - (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行なっている場合、または、商品売買の仲立を行なっている場合は、その手数料収入額を記入してください。
 - (2) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。
 - 8 商品手持額

商品手持額には調査日(昭和47年5月1日)現在で、この店が販売の目的で保有しているすべての手持商品(製造小売の原材料、半製品を含む)の総額を記入してください。調査日現在によるのが困難な場合は、もよりの決算日または棚卸日現在によるのもをさしつかえありません。

商品手持額はつぎのように入ります。

 - (1) 商品手持額の評価は、原則として仕入原価によります。ただし、それが困難な場合は仕入時価によってもさしつかえありません。
 - (2) 営業倉庫または他の場所にある自家用倉庫、厩場等に保管している商品も含めます。

- (3) 買入れ商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも商品手持額に含めます。
- (4) 他から販売を委託されている商品(受託品)は、この店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品(委託品)は、この店の商品手持額に含めません。受託品の評価は販売価格から手数料を差し引いた価格によります。
- (5) 試用販売のため、一般家庭等へ保管を依頼した商品は、商品手持額に含めます。

9 年間商品仕入額の仕入先別割合

- (1) 「自店内製造」とは、商店がその場所で製造した製品をいい、別の場所にある本支店で製造した製品は含めません。
- (2) 「本支店間移動」とは、自企業内で商品の本支店間、支店相互間の取引および自企業の他の場所にある工場で製造した製品の工場本支店間の取引をいいます。
- (3) 生産業者直営の支店、営業所等の販売事業所から仕入れた場合は「生産業者」としないで「卸売業者、その他」とします。
- (4) 「国外」欄には、自己の名で通関手続を取って商品を仕入れた場合に限って記入してください。
- (5) 中古品、くず物等を購入した場合は、「卸売業者、その他」の欄に記入してください。
- (6) 「都道府県別」欄には、「国外」を除いた割合を都道府県別に割合の大きなものから順に記入し、6都道府県以上におつたときは割合の大きなものから順に4都道府県まで記入し、残りは最後の欄に「その他」として一括記入してください。なお、「自店内製造」は自票としてください。

10 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

- (1) この欄には、年間商品販売額のうち卸売金額について、その販売先別割合を記入してください。
- (2) 「本支店間移動」とは、自企業内で商品の本支店間、支店相互間の取引をいいます。
- (3) 「産業用使用者」とは、鉱工業、建設業、サービス業(ホテル、病院、理髪店、学校など)、官公庁などに産業用(業務用)として商品を販売したものをいいます。
- (4) 他の商店に、商店の業務に必要な設備等(事務用機械、陳列だなど)を卸売した場合は「産業用使用者」欄に記入してください。
- (5) 会社、官庁などの中にある売店に販売用商品を卸売した場合は、「小売業者」欄に記入してください。
- (6) 「国外」欄には、自己の名で通関手続を取って輸出した場合に限って記入してください。したがって、輸向の商品を輸出商あるいは国内の外人商社に卸売したものは含めません。
- (7) 「都道府県別」欄には、「国外」を除いた割合を都道府県別に割合の大きなものから順に記入し、6都道府県以上におつたときは割合の大きなものから順に4都道府県まで記入し、残りは最後の欄に「その他」として一括記入してください。なお、現金販売で販売先不明なものは自票に含めます。

11 年間商品販売額の販売方法別割合

- (1) 「現金販売」には、小切手、商品券による販売も含めます。また商品等の物々交換、商品の自家消費は、便宜「現金販売」に含めます。
- (2) 「チケット販売」とは、チケット発行機関(信販会社、専門店会、商店会、協同組合等)が発行する証券(チケット、カード、クーポン等)によって商品を販売する方法をいいます。ただし、金融機関(銀行、金庫等)が発行する「クレジットカード」で商品を販売する場合は「掛売、その他」となります。

- (3) 「割賦販売」とは、購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売することをいいます。ただし、購入者が販売業者の保証を得て金融機関から融資を受け、代金を一括販売業者に支払い、金融機関に対して分割返済する「ローン販売」は「掛売・その他」になります。
- (4) 「掛売・その他」とは、「チケット販売」、「割賦販売」以外の信用販売をいいます。そのおもなものは、掛売(商品の引き渡しの際に代金の全部または一部を後日支払いとするもの)、手形、「ローン販売」および金融機関発行の「クレジット販売」等が含まれます。また、新聞、牛乳の月決め契約料金は月の途中で支払いすることがあっても掛売とします。

14 営業経費(年間)

- この欄には「13. 商店の本支店別」で「1. 単独店」に○印をつけた商店のみ記入してください。
- (1) 「営業経費」とは昭和46年5月1日から昭和47年4月30日までの1か年間の、商品仕入額を除いた、いっさいの営業上の経費をいいます。
 - (2) 法人税、都道府県民税、市町村民税等は経費としませんが、事業用の土地、家屋にかかる固定資産税、自動車税、事業税、関税、物品税等は経費とします。
 - (3) 「給与額」とは、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者、臨時日雇の従業者等、その商店の従業者に対して支払ったか、または、支払われなければならない金額をいいます。なお、現物給与は含めません。
 - (4) 「その他の営業経費」とは、商品仕入額および給与額を除くいっさいの営業上の経費をいい、その主なものは、包装荷造費、運賃運搬費、広告費、交際費、賃借料、地代、家賃などがあります。ただし、製造間接、製造小売業の場合の原材料購入費、委託加工費は経費に含めません。

15 企業の店舗数等

- この欄は「13. 商店の本支店別」で「2. 本店」に○印をつけた商店のみ記入してください。
- この欄には、国内における本店のほか支店を含めた企業全体について記入してください。なお、商業以外の事業所の方は含めません。しかし、これを区別することが困難な場合は含めてもさしつかえありません。
- (1) 「店舗数(本店を含む)」欄には、この店の本店を含めた企業全体の店舗数を記入してください。(商業以外の事業所を除く)
 - (2) 「企業全体の卸売、小売の区分」欄には、企業全体からみた場合の商品販売額のうち卸売と小売のいずれが多いかによって該当する番号を○でかこんでください。
 - (3) 「従業者総数(有給役員を含む)」欄には、この店の企業全体(商業以外の事業所の従業者を除く)の従業者数を記入してください。
 - (4) 「年間商品販売総額」欄には、昭和46年5月1日から昭和47年4月30日までの1か年間の商品販売額を記入してください。この場合の販売額は自企業内の本支店間、支店相互間の取引分を除き、企業外への販売額だけを記入してください。なお、受託販売の場合は受託品販売額を含めてください。
 - (5) 「営業経費総額(年間)」欄には、この店の昭和46年5月1日から昭和47年4月30日までの1か年間の、企業全体の商品仕入額を除いた、いっさいの営業上の経費(商業以外の事業所分を除く)を記入してください。なお、営業経費の定義は14項を参照してください。

備考欄

- (1) 現在休業中の商店は、その旨および休業期間を記入してください。
- (2) その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。